
託送供給等約款の認可について

平成27年12月
北海道電力株式会社

- ・ 電力システム改革の第2段階として、小売参入の全面自由化を行うとともに、安定供給を確保するための措置、および需要家保護を図るための措置等を実施するため、電気事業法の一部が改正されました。
- ・ この改正電気事業法の規定に従い、託送供給等約款^{※1}に係る認可申請を本年7月31日、経済産業大臣に行いました。
- ・ その後、「電力取引監視等委員会電気料金審査専門会合」等における議論を経て、経済産業大臣より本申請内容に対する修正指示をいただきました。当社は本日(12月18日)、この修正指示に従い補正申請を行い、経済産業大臣から認可をいただきました。
- ・ 本約款の実施時期は、平成28年4月1日からとなります。当社の電気料金の変更はありません。

※1:託送供給等約款:新電力や当社以外の電力会社等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

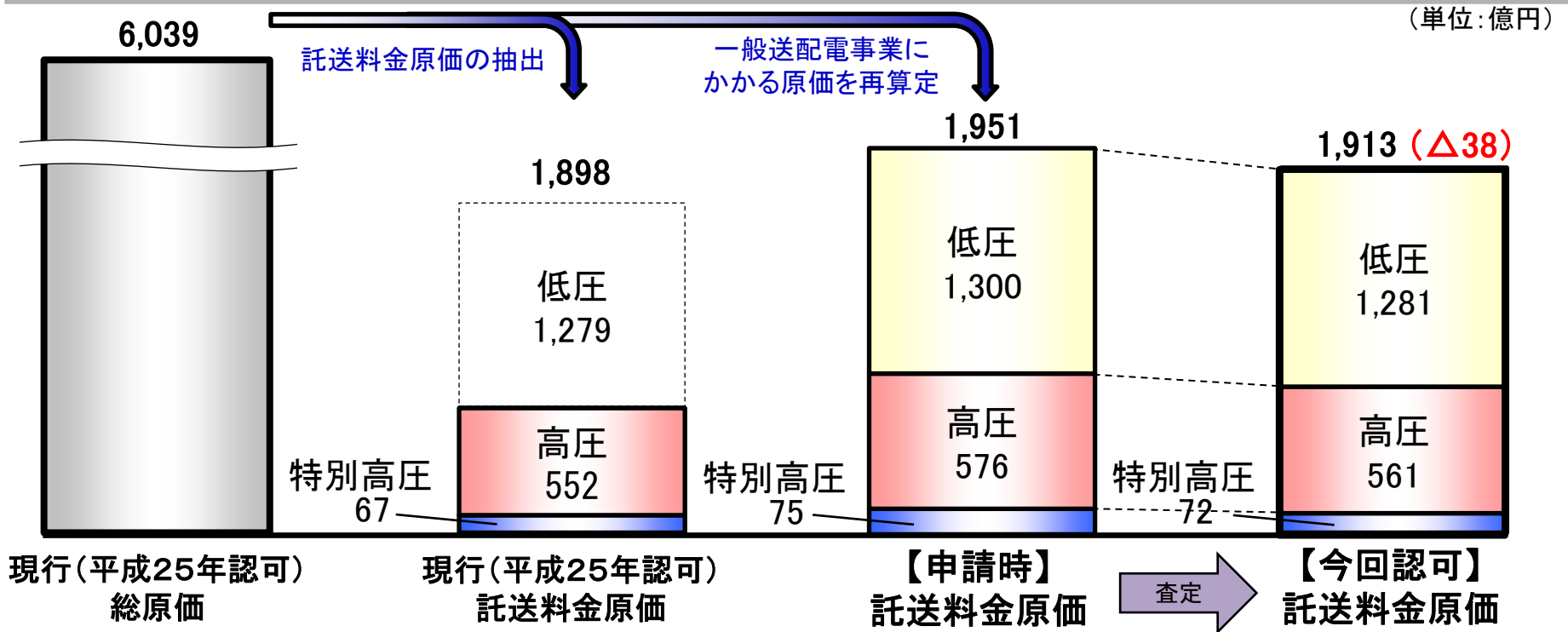
【託送供給等約款の主な見直し内容】

項目	内容
1.低圧供給向け託送料金の新設	電力小売全面自由化に伴い、低圧のお客さまも自由化対象となることから、新たに低圧向け託送料金を設定しました。
2.高圧・特別高圧供給向けも含めた託送料金の見直し	託送料金原価における事業報酬率を2.9%から1.9%に引き下げる一方、電気の周波数維持・需給バランスの調整に係るコスト(調整力コスト ^{※2})や、離島供給に係るコストを追加したことなど、高圧・特別高圧向けも含めた託送料金の見直しを行いました。
3.インバランス制度の見直しへの対応	送配電部門が調整する「インバランス供給」制度について、精算単価に卸電力取引所における市場価格を導入するなどの見直しを行いました。
4.近接性評価割引制度 ^{※3} の見直し	これまでの潮流改善効果による評価に加えて、送配電設備等の設備投資抑制効果による評価を追加するとともに、割引の対象地域と料金の見直しを行いました。

※2調整力コスト:瞬時の需給変動に対応して、周波数を一定範囲に維持するために必要な発電機の出力調整などに係る費用(設備に関する費用や燃料費)

※3近接性評価割引制度:発電事業者等が発電設備を設置したことにより電気の潮流状況が改善される地域(近接性評価地域)において、その設置した発電設備を利用する場合には託送料金を割り引く制度

・託送供給等約款の料金原価については、経済産業大臣からの修正指示内容を反映した結果、申請時より38億円減額となり、1,913億円となりました。低圧および高圧・特別高圧の託送供給料金の平均単価(円/kWh)は以下のとおりです。



【低圧、高圧・特別高圧の託送供給料金の平均単価】

平均単価 (円/kWh)	現行(平成25年認可)		【申請時】		【今回認可】	
	特別高圧	高圧	特別高圧	高圧	特別高圧	高圧
	特別高圧	1.72円	4.10円	1.93円	4.28円	1.85円
高圧	(8.75円)	8.89円	8.76円			
低圧						

※低圧託送単価は新規設定であり、現行(平成25年認可)託送料金原価の総額及び低圧原価、低圧の平均単価については試算値となります。

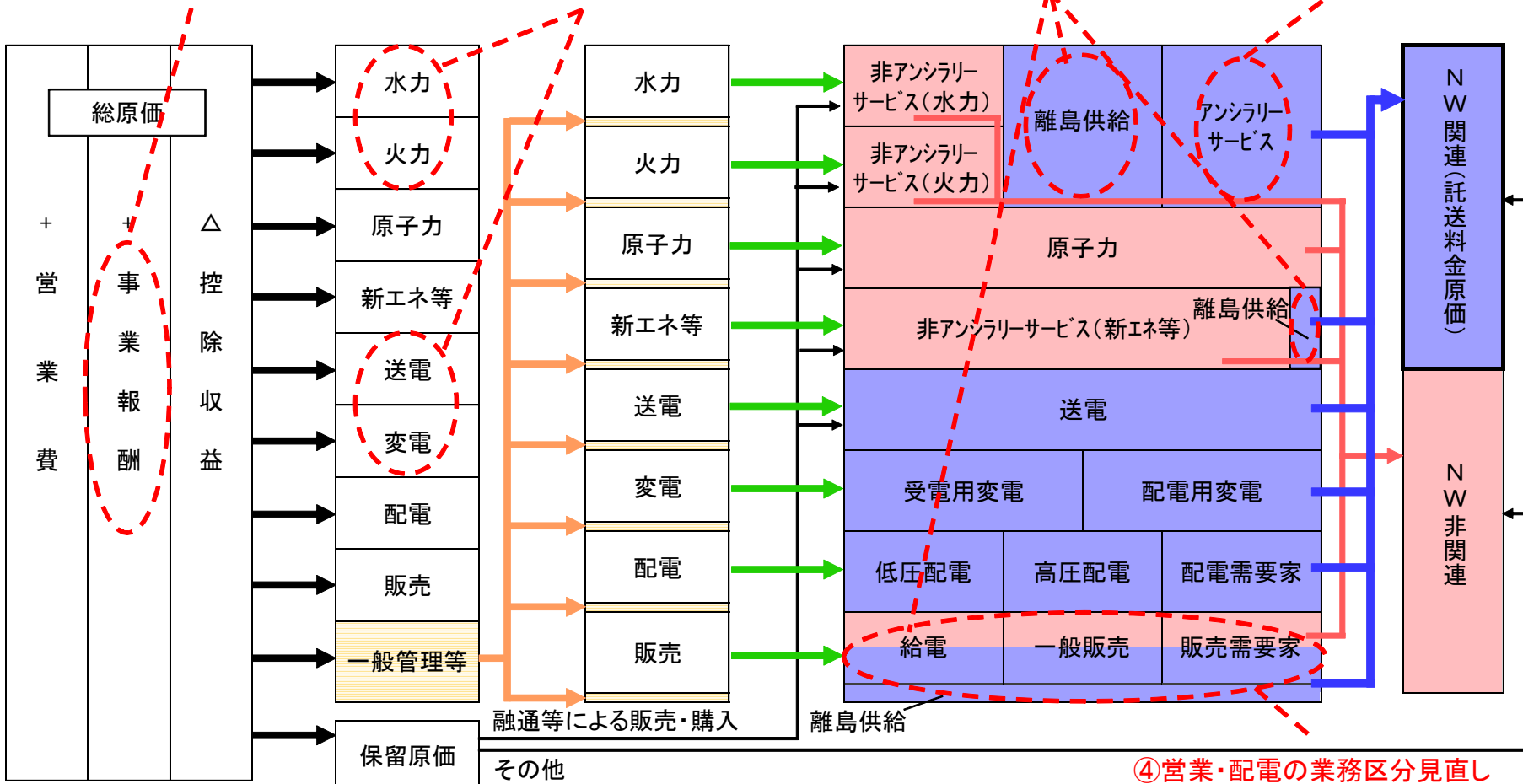
※四捨五入の関係で、合計が一致しない場合があります。

① 事業報酬

③ 発電・送配電の設備区分見直し

⑤ 離島ユニバーサルサービス

② 調整力コスト



④ 営業・配電の業務区分見直し

※保留原価: 使用済燃料再処理等既発電費、地帯間・他社(購入・販売)、電源開発促進税、事業税、電力費振替勘定、遅収加算料金、託送収益、事業者間精算収益、電気事業雑収益、預金利息

託送料金原価の再算定結果

・電圧別の託送料金原価および単価ならびに反映項目別の内訳は、以下のとおりです。

※数値は平成25～27年度平均

	特別高圧		高 圧		低 圧		合 計		
	原価 (億円)	単価 (円/kWh)	原価 (億円)	単価 (円/kWh)	原価 (億円)	単価 (円/kWh)	原価 (億円)	単価 (円/kWh)	
現行託送料金原価	67	1.72	552	4.10	1,279	8.75	1,898	5.94	
反映項目	①事業報酬	▲ 2	▲ 0.05	▲ 19	▲ 0.14	▲ 39	▲ 0.27	▲ 60	▲ 0.19
	②調整カコスト	3	0.09	9	0.07	10	0.07	22	0.07
	③発電・送配電の設備区分見直し	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	④営業・配電の業務区分見直し	1	0.03	11	0.09	26	0.17	38	0.12
	⑤離島ユニバーサルサービス	2	0.06	9	0.06	8	0.06	19	0.06
	⑥その他	▲ 0	▲ 0.00	▲ 1	▲ 0.01	▲ 3	▲ 0.02	▲ 5	▲ 0.02
合 計	5	0.13	9	0.07	2	0.01	16	0.05	
【今回認可】改定後託送料金原価	72	1.85	561	4.17	1,281	8.76	1,913	5.99	
(参考) 申請時託送料金原価	75	1.93	576	4.28	1,300	8.89	1,951	6.11	
販売電力量	39億kWh		134億kWh		146億kWh		319億kWh		

※ 低圧託送単価について、現行の託送単価および各反映項目の影響額には、低圧配電費等を含んだ試算値となります。

※ 四捨五入の関係で、合計等が一致しない場合があります。

再配分項目・内容

①事業報酬率

発電・小売と比較して送配電事業の事業リスクが相対的に低いことを勘案し、従来の事業報酬率(2.9%)より低位(1.9%)に設定。

②調整コスト

現行の周波数制御に係る固定費に加え、調整力確保に伴う電源持ち替え※や電圧調整等の系統安定化費用も新たに託送原価に追加。

※:調整力を確保するため、燃料費の安い電源を抑制し燃料費の高い電源を稼働させること。この際の燃料費の増分を可変費として原価に算入している。

③発電・送配電の設備区分の見直し

水力・火力発電所のうち託送供給に必要な設備を送配電設備として区分し、当該設備に係る費用を託送原価に算入

④営業・配電の業務区分の見直し

ライセンス制導入に伴い、これまで営配一体で運営してきたお客さま対応業務等について、送配電と非送配電への再配分を実施。

⑤離島ユニバーサルサービス

供給コストの高い離島の電気料金も本土と同水準に出来るよう、離島における供給コストと電気料金収入の差分を託送原価に反映。

・修正指示に従い行った主な補正内容と補正額は、以下のとおりです。

【 】内は補正額 (単位:億円)

項目	補正額	補正内容
調整力	▲29	<p>・周波数制御・需給バランス調整のための固定費の再算定による減額【▲9】</p> <p>算定の前提とした偶発的需給変動に必要な予備力(7%)には小売電気事業者が確保すべき調整力も含まれることから、これを1%とし、計上する予備力は6%となった。</p> <p>・周波数制御・需給バランス調整のための増分燃料費の再算定による減額【▲20】</p> <p>持ち替え時間の算定にあたっては、持ち替え区分の判定条件を全社で統一することとされた。また、メリットオーダーで持ち替えが行われたと仮定した単価差とされた。調整電力量の算定にあたっては、他社同様に流通対応需要の5%とすべきとされた。</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整運転出力の上限値・下限値の見直しによる減額【▲1】 ・増分燃料費の算定に用いる単価差の見直し【▲4】 ・調整電力量の見直し【▲16】 <p>)</p>
発電・送配電の設備区分見直し	▲4	<p>・発電・送配電設備の区分見直し内容の修正による減額【▲4】</p> <p>発電所設備のうち託送供給に必要な設備を送配電設備として区分したが「発電設備から発電所外に電気を送るための設備である」等の理由から、発電または共用設備として一部見直し。</p>

・今回、これまでの潮流改善効果による評価に加えて、送配電設備等の設備投資抑制効果による評価を追加し、割引の対象地域と料金の見直しを行いました。また、新たな割引対象地域に加えて、平成28年3月末時点において、割引の適用を受けている発電設備についても暫定的な措置として引き続き割引の対象との取り扱いとなりました。割引対象地域と単価は以下のとおりです。

○割引対象地域

◆新たな割引対象地域(近接性評価地域)

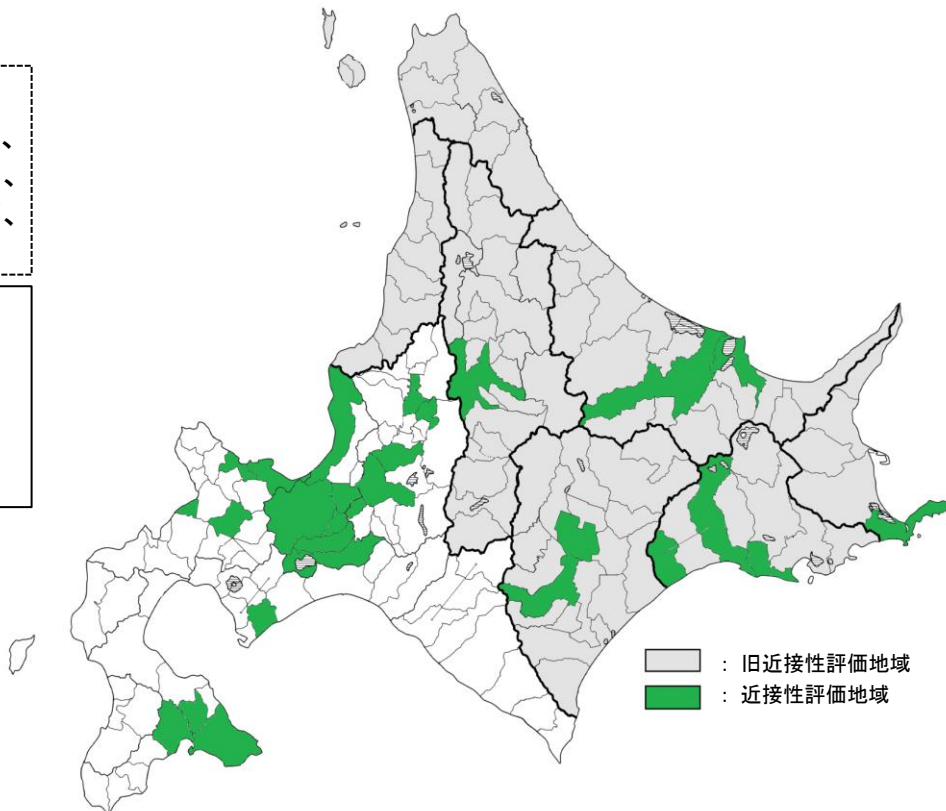
赤平市、旭川市、網走市、石狩市、岩内町、岩見沢市、恵庭市、江別市、小樽市、音更町、帯広市、北広島市、北見市、釧路市、釧路町、倶知安町、札幌市、滝川市、千歳市、七飯町、南幌町、根室市、登別市、函館市、美唄市、北斗市、妹背牛町、余市町

◆引き続き割引となる対象地域(旧近接性評価地域)

・上川総合振興局 ・留萌振興局
 ・宗谷総合振興局 ・オホーツク総合振興局
 ・十勝総合振興局 ・釧路総合振興局 ・根室振興局
 (ただし、新たな割引対象地域を除く)

○割引単価

割引単価は、受電電圧に応じて、以下のとおりいたします。なお、平成28年3月末時点において割引の適用を受けていて、旧近接性評価地域に立地している発電設備については、その受電電圧に係らず、「受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合」の単価を適用いたします。



	単位	単価
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	1kWh	59 銭
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ100,000ボルト以下の場合	1kWh	42 銭
受電電圧が標準電圧100,000ボルトをこえる場合	1kWh	22 銭